

平成 28 年 5 月 20 日開会

# 第 1 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
5 月 20 日 (金)	
■ 議長開会の挨拶	4
■ 会議録署名議員の指定について	4
■ 町長提案理由の説明	4
■ 議案審議	7
■ 議長選挙	18
■ 副議長選挙	21
■ 常任委員会の選任	23
■ 議会運営委員会の選任	23
■ 特別員会の選任	23
■ 町長追加提案の説明	29
■ 議案深	29
■ 閉会の挨拶	30

平成 28 年 5 月 20 日開会

美波町議会第 1 回臨時会会議録

平成 28 年 5 月 20 日美波町議会第 1 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
住民生活課長	山本 浩一	保健福祉課長	島田 修
産業振興課長	小坂 進	建 設 課 長	鶴木 敏夫
水 道 課 長	浜 孝至	支 所 次 長	花木美名子
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	坂本 理
美波病院事務長	橋本 一晴	日和佐診療所事務長	岡本 照彦
美波病院病院事業調整監	木本 節	総務企画課特定事業調整監	岸本 博志

1. 会議事件は次のとおりである。

**【専決議案】**

議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 1 号 美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について  
(条例第 10 号)

専決第 2 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第 11 号)

専決第 3 号 平成 27 年度美波町一般会計補正予算 (第 7 号)

専決第 4 号 平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)

専決第 5 号 平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

専決第 6 号 平成 27 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

専決第 7 号 平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

専決第 8 号 平成 27 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 4 号)

**【人事議案】**

議案第 40 号 美波町教育委員会委員の任命について

議案第 41 号 美波町監査委員の選任について

**【発議議案】**

発議第 3 号 防災対策特別委員会の設置について

発議第 4 号 医療特別委員会の設置について

平成 28 年 5 月 20 日（金）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年美波町議会第 1 回臨時会を開催致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 本日の会議を開きます。なお会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名致します。1 番舩田議員、3 番江本議員、兩名を指名致します。

日程第 2 「会議の決定の件」を議題と致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日 1 日限りと、決定致しました。

日程第 3 「町長提案理由の説明」を議題と致します。本臨時会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、議案 39 号から議案第 40 号まで計 2 件であります。これを一括して議題と致します。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町 長 おはようございます。野山の新緑も日増しに色濃くなり、日中は汗ばむような季節となりました本日、平成 28 年第 1 回臨時会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

はじめに、平成 28 年 4 月 14 日・16 日に発生した熊本地震により、被災された方々やご家族の皆様にご心よりのお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、あわせて、被災地の一日も早い復興をお祈り申

し上げます。

今回の熊本地震発生を受けまして、本町では4月18日に熊本地震支援本部を設置致しまして、翌19日から義援金の受付を開始すると共に、AMD A南海トラフプラットフォーム連携自治体による支援活動にいち早く参加し、4月23日から25日に1名、4月26日から29日に2名の職員をそれぞれ熊本県益城町へ派遣し、支援活動を行ったところでございます。今後の職員による支援活動でございますが、関西広域連合としての徳島県の支援活動に協力を行うこととしておりまして、地震発生から1月余りが経過しますが、今なお避難所での生活を余儀なくされている被災者の健康相談活動に従事するため、既に徳島県が派遣している「保健師チーム」に対する支援の協力依頼があったため、本町からも6月1日から5日までの間、保健師1名を派遣する予定でございます。この熊本地震に対する支援活動につきましては、関係自治体とも連携を取りながら、引き続き行って参りたいと考えております。

さて、本臨時議会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、専決処分報告議案1件・人事議案1件の計2件でございます。ご審議賜ります議案につきましては、その概要を順次ご説明申し上げます。

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正2件、平成27年度の一般会計と特別会計の補正予算6件、合わせて8件の専決処分をさせて頂いておりますので、ここにご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず、専決第1号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第10号）」は、平成28年度税制改正に伴う町税条例の改正であります。主な改正概要は、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長と環境性能割の創設、固定資産税におけるわがまち特例の導入などでございます。

専決第2号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第11号）」は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平確保及び、中間所得層の保険税負担の軽減を図ることを目的に、基礎課税限度額を520千円から540千円に、後期高齢者支援金等課税限度額を170千円から190千円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、低所得層の保険税負担の軽減を図ることを目的に、国民健康保険税の軽減判

定所得を見直すものであり、5割軽減判定所得算定における被保険者数に乘じる基準額を260千円から265千円に、2割軽減判定所得算定における被保険者数に乘じる基準額を470千円から480千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、専決第3号「平成27年度美波町一般会計補正予算（第7号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,214,954千円と致しております。補正の主なものは、繰越明許費及び地方債の補正と、歳入については収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出についてはそのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正の主なものは基金費と予備費でありまして、基金費では財政調整基金費で30,000千円、減債基金費で158,000千円、病院建設基金費で24,354千円、予備費では29,279千円それぞれ追加致しております。

専決第4号「平成27年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,239,060千円と致しております。事務事業の完了見込み等による調整予算でありまして、主なものとして、歳入では国庫負担金で26,905千円減額、県補助金では14,469千円追加、共同事業交付金で63,190千円、他会計繰入金で37,054千円それぞれ減額しております。歳出では、療養諸費で19,467千円、共同事業拠出金で57,265千円それぞれ減額しております。

専決第5号「平成27年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、補正額はなく、繰越明許費として「水道未普及地域調査委託業務」他2件、14,096千円を計上致しております。

専決第6号「平成27年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を20,004千円としております。事務事業の完了見込みによる調整予算でありまして、歳入では一般会計繰入金で2,000千円減額し、歳出では、主に下水道管理費の需用費で1,350千円、役務費で450千円それぞれ減額しております。

専決第7号「平成27年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,345千円を減額し、歳入歳出予算の総額を140,746千円と致しております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、

主なものとして、繰越明許費の計上と、歳入では国庫交付金で 5,909 千円、一般会計繰入金で 7,800 千円それぞれ減額し、繰越金で 4,079 千円追加しております。歳出では、下水道整備費の委託料で 7,217 千円、補償補填及び賠償金で 1,000 千円それぞれ減額し、下水道管理費の需用費では 1,816 千円減額しております。

専決第 8 号「平成 27 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,690 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 35,545 千円と致しております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、歳入では、医業外収入の医師派遣料で 3,690 千円、一般会計繰入金で 10,000 千円それぞれ減額致しております。歳出では、総務管理費の一般管理費で人件費関係及び賃金等で 14,144 千円減額しております。

最後に、議案第 40 号「美波町教育委員会委員の任命について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得て教育委員会委員を任命するものでございますが、平成 28 年 5 月 29 日をもって、北村美和委員が 4 年間の任期を終えられることから、後任となります教育委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 議案第 39 号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第 1 号から第 8 号まで、計 8 件を一括議題と致します。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第 1 号から第 8 号まで、全 8 件を一括議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 38 号の説明をする)

議 長 税務課長

税 務 課 長 (専決第 1 号の説明をする)



議長 説明が終わりました。  
質疑を行います。質疑はございませんか。  
江本議員

3 番 議員 今、内容的にいろいろ説明受けたんですが、実際こういうふうな軽自動車とか、おのこの発電設備ってということに関しての規定ってというのは、全部町の方で把握できて、そのうちの法律的中で完全に把握できたものを基準対象として通知出されるってように理解してもいいんですね。

議 長 税務課長  
税 務 課 長 おっしゃるとおりでございます。こちらの方で全て把握はできておりますので、対象となるものについては減額としております。

議 長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから専決第 1 号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について」。

小休します。

(時に 9 時 25 分)

(小休中)

(時に 9 時 26 分)

議 長 再開します。  
すいませんどうも。  
続きまして、専決第 2 号を説明をお願いします。  
保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第 2 号の説明をする)

議 長 総務企画課長

総務企画課長 (専決第 3 号の説明をする)

議 長 小休を致します。

(時に 9 時 53 分)

(小休中)

(時に 10 時 10 分)

議 長 再開します。  
保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第 4 号の説明をする)

議 長 水道課長

水道課長 (専決第 5 号の説明をする)

議 長 建設課長  
 建設課長 (専決第6号の説明をする)  
 議 長 診療所事務長  
 診療所事務長 (専決第8号の説明をする)  
 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。  
 北山議員  
 4 番 議員 まず専決第2号ですいません、教えて頂きたいのは、改正後の軽減される方がどのぐらい増えるのか教えて頂けますか。  
 議 長 保健福祉課長  
 保健福祉課長 まだ軽減対象者がどれぐらい増えるかというのは、当初課税を行ってみないと分からない数字ではありますが、この改正ってというのは段階的に毎年過去にも去年も行いましたし、その前の年も行っており、国民健康保険の加入者がだんだんと年々減っている中で、軽減対象者は徐々には増えてきております。ですからやっぱり拡大されていっておりますので、平成27年度の軽減世帯っていうのが1,362世帯の内898世帯ありましたので、さらにこの898世帯よりかは増えていくと思います。以上です。  
 議 長 北山議員  
 4 番 議員 次に一般会計補正予算でお願いします。まず26ページ臨時福祉給付金で6,218千円の減額、この理由はなんですか。続きまして27ページ保育所広域入所委託料、これが1,800千円の減になった原因は何か。続きまして28ページ予防接種委託料、これが5,817千円減った理由。それから30ページ水産振興補助金、これが1,500千円減額になった理由。それから33ページの消防設備費の修繕費、これが1,900千円ですが、減額になった理由。それから35ページ伊座利分校費の臨時教諭賃金が3,000千円減額になった理由。それから38ページ公民館費の報償費、IT講習事業で692千円減額になった理由、とりあえず一般会計はこれだけお願いします。  
 議 長 住民生活課長  
 住民生活課長 私からは今のご質問の26ページ臨時福祉給付金事業で負担金補助及び交付金が減った理由についてお答えさせていただきます。そもそも平成26年度の臨時福祉給付金の実績に基づきまして、平成27年度予算を立てていた訳なんでございますけれども、そのうち対象者数、これ支給対象者に対しましてお支払する給付金でございますが、こちらの対象者が減ったことによる実績に基づきまして減額したということでございます。以上でございます。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長

まず 27 ページの委託料、保育所広域入所委託料の減額につきましては、定住自立圏の中で町外においても保育をお願いできるというような取り決めがございまして、その中で対象者がどれぐらいになるか分からないという状態で予算を組んでおりましたので、実績に基づく減額となっております。ちょっと対象者、こちらがお願いした 27 年度の対象者の数字はちょっと把握しておりませんので、また後程お答えさせていただきます。あと 28 ページのこれも委託料、予防費の委託料で予防接種委託料でございますが、予防接種の予算につきましては、一応対象者全員が受けられるということを想定して予算を組んでおります。若干例年大きな減額がありますので、控えめにはしておりますが、やはり予防接種に対してちょっとこう皆が予防接種を受けるといような考え方でない人もおいでますので、これも実績に応じた減額でございます。以上です。

議 長 産業振興課長

産業振興課長

私の方から 30 ページ水産振興補助金 1,500 千円の減額の理由でございますけれども、これにつきましては木岐まちづくり協議会の方が行っております水産多面的事業につきまして、前年度の実績に基づいて計上さして頂いておりました。ただ補助の事業の制度自体がかなりハードルが高くなってきたことと、運用して行く体制側の方の都合もありまして、事業規模が縮小致しました。結果的に使わずに済むというふうなことがございまして、本来もっと早い時期に減額しておけばよかったですけれども、その時期を逸した関係上この時期となったということでご理解頂きたいと思っております。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

私の方からは消防費の消防施設費の修繕料の減額についてご説明をさせていただきます。この費用につきましては、消防自動車の修繕料、それから消防車庫そういったもろもろ消防施設の修繕料として当初見込んでおりましたが、執行額が若干今年度少なかったということで、こんだけの金額の減額となっております。以上でございます。

議 長 学校教育課長

学校教育課長

私からは 35 ページ中学校費、伊座利分校費の賃金の 3,000 千円の減額でございますが、これ 27 年度で 26 年度伊座利分校費町費職員が、町費臨時教員が 2 名配置しとりましたので 27 年度も当初 2 名で計上しておりました。最終的に 1 名で最終的に、

最後まで 1 名ということで、1 名減の賃金の分となっております。以上です。

議 長  
社会教育課長

社会教育課長

私の方からは I T 講習会事業の 692 千円の減額についてご説明致します。I T 講習会につきましては、I T 講習パソコン講習の内容等についてどのようなものかを検討、指導して頂ける業者と話し合いをしておりましてすけれども、ちょっとなかなかこれというものができなかって、それと日程の調整等が出来なかったために、27 年度について I T 講習会を開催できなかったために減額させて頂きました。以上です。

議 長  
4 番 議員

北山議員

一般会計で再質問をさせて頂きます。まず 28 ページの予防接種委託料、これは結果どのぐらいのこう人数、毎年まあ違うんじゃないというような説明だったんですが、具体的にどのぐらい 27 年度は違ったのか教えて頂きたいと思います。それと 36 ページ I T 講習が開催できなかったっていうような、そういう理由だということなんですが、これ 28 年度予算ちょっと記憶してないんですが 28 年度は再度やって頂けるような予算になっておったのかどうか、これ私がちょっと記憶がないんで教えて頂きたいと思います。それと 27 年度できなかったんであれば 28 年度はできるだけやれるように努力をして頂きたいということでお願いを致します。まず答弁をお願いします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

予防接種の予算を組んでいた人と、実際受けられた人の違っているのは具体的に今数字でちょっと申し上げにくいところがありますので、後ほど一覧でちょっとこうお示しさせて頂きますが、高齢者の予防接種でありましたら 65 歳以上の方って言うことで 3,200 人余りおいですます。その人が全員受けて頂くように推進はするんですけども、やっぱり予防接種とかにちょっと拒否反応を示される方もおいですますので、そこの差であります。あと子どもさんとかの児童の関係の予防接種は比較的受けられる方は多いんですけども、やっぱり高齢者のインフルエンザの予防接種これの差が大きいのかなと思っております。以上です。

議 長  
社会教育課長

社会教育課長

I T 講習会につきましてはですが、28 年度について 624 千円を予算計上させて頂いております。内容等どのような講習が参加者にとっていいのか、内容等精査しましてなるべく早い時期に

- 講習会を開催したいと思いますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 北山議員  
4 番 議 員 最後に国民健康保険特別会計についてです。その 12 ページ  
出産育児一時金が 2,940 千円減額となっております。これの理由  
というか、理由。それと当初予算の見込の人数と結果との差は  
どのぐらいになつとるのか教えて頂きたいと思います。
- 議 長 小休します。  
(時に 10 時 49 分)  
(小休中)  
(時に 10 時 50 分)
- 議 長 再開します。  
保健福祉課長  
保健福祉課長 すいません、お答えします。この案 27 年度の実績の 1,260  
千円というのは、出産育児の関係で出生者に対して 1 人 420 千  
円の給付を行っております。実績としては国保加入世帯では 3  
人おいでたということですが、やっぱり出生者数の減少とい  
いますか、当初見込んでいた数よりかはやっぱり少なかったとい  
うことで、当初は 4,200 千円ですから 10 名を見込んでおりました。  
26 年度の実績では 11 名程おいでたかなあと思うんです。少  
なるかということで、10 名を見込んでおったけど実数は 3 名  
でしたと。以上です。
- 議 長 北山議員  
4 番 議 員 すいません、簡易水道事業特別会計補正予算をお願いします。  
これの繰越明許費の水道未普及地域調査委託料業務が繰越とい  
うことで、これは 28 年度のいつ頃に結果が出るように考えてお  
られるのか教えて頂きたいと思います。
- 議 長 水道課長  
水道課長 お答えさして頂きます。現在の予定では、9 月中を目途にや  
りたいと思っております。以上でございます。
- 議 長 他に質疑はありませんか。  
永本議員  
7 番 議 員 2 点お願いしたいと思います。極めてな初歩的な質問になり  
ますが、一般会計補正予算 10 ページの歳入のところで町長にお  
聞きしたいんですが、13 の国庫支出金 945,000 千円を減額して、  
その組替というようなかたちになって、県支出金が 921,000 千  
円、こういった大きな金額を動かせる町長の腕力はすごいよな  
あというふうに思っトンですが、これはどういうことなのかご  
説明して頂きたいと思います。2 点目につきましては、29 ペー

ジ大型サル捕獲用檻設置事業補助金 500 千円、これについて場所どういったものなのか、効果はどんなものなのか、ご説明頂きたいと思います。2点お願いします。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長

大型捕獲檻でございますけれども、白浜の方で1か所設置しております。まだ実績につきましてはよう確認しておりませんので、また改めて確認をさして頂きたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

歳入の金額の分でございますけれども、16 ページ一般会計の補正予算の 16 ページ・17 ページにその内訳について書かれております。ですから国庫交付金の分で減額分については、3 の衛生費国庫交付金で 909,984 千円ということで、その内訳については地域医療特例交付金、それから医療耐震化交付金、こういった額がですね、実際はこちらの県の補助金ということで、こちらは 17 ページの中ほどに衛生費件補助金がありますけれども、こちらに振替えたということでご理解頂けたらと思います。

議 長  
7 番 議員

永本議員

振替えれる理由なんですかね、ほんな 10 億近い金をそんなに簡単に振替えれるものなのか、そこらがよく分からんのですが、もう 1 回お願いします。

議 長  
町 長

町長

今、総務企画課長から説明さして頂きましたけれども、この 2 つの医療、地域医療再生特例交付金と医療施設の耐震化臨時的交付金の 2 つですけれども、地域医療の分につきましては、平成 22 年度の国の補正予算で付いたお金でございます。次に耐震化の交付金については平成 24 年度の国の補正予算で付いたお金で、もともと国費でございますけれども、会計上は一旦県の金庫に入って、県から町に交付されると、予算上は県の補助金というふうになるんですけれども、当初の計上が国の補助金ということで、国庫の補助金の方に計上していたというようなことがございます。で最終的には県の補助金というようなことで、県から受けてますので、そのように組替をさして頂いたというようなことございまして、先ほど総務企画課長が申したように、そのようなかたちでご理解を頂きたいと思います。

議 長  
8 番 議員

寺下議員

今回の補正予算のトータル的なことなんですけれども、今回補正でかなり細かく減額が行われております。これっていうのは会計システム等が変わったということではなくて、課内の中

で十分精査された上での結果と受け止めていいのでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

今回の専決の補正予算につきましては、議員おっしゃられるとおり、最終の事業等の執行等が終了と言うことで、町の予算につきましてはこういったかたちで精査さして頂きまして、毎年になりますけれども、こういった最終の調整をさして頂いてます。そういうかたちで最終こういったかたちで精査した上で、最終5月末で出納閉鎖さして頂いて、次年度に繰越さして頂く手続きの1つでございます。

議 長 寺下議員  
8 番 議員

寺下議員

今、先ほど答弁も頂いたんですけども、1年前には出納閉鎖後の未払いがありました。その後、2度と起こらないように対策等は全課ともこの1年かけて努力されていると思いますし、先ほどの答弁からも改善された結果が反映されていると受け止めていますが、減額したはいいけど清算したら予算不足が起きたというようなことのないよう、きちんとした事務処理の遂行を今後お願いしたいと思います。監査委員の立場から重ねて要望致します。

議 長

他に質疑はありませんか。

1 2 番 議員

中川議員

ほの条例の税条例のことなんですけども、条例改正することなんですけども、これはどんなんですか、国がこうしなさいと言うて来たもんですか、それとも町がやったもんなんでしょうか。というのはやっぱり税金を払うというか、そういう町民の立場に立ってやっぱりもうちょっとこう分かりやすくこう説明して頂きたいと思うんです。例えば課税限度額が引き上げられるということは、それだけ払わなくていいようになるんかどうか。ほんで具体的に美波町ではあまりシュミレーションはできとらんと思うんやけど、どの程度影響があるのかというところもちょっと話して、先ほど軽減対象者が増えるということだったんですけども、もうちょっと分かったらもっと詳しくお願いします。

議 長 税務課長  
税 務 課 長

税務課長

議員がおっしゃられるとおり、国の方といいますか、地方税法の改正によりまして改正を行っているのが税条例の改正となっております。それとですね、例えば今回グリーン化特例というのがございまして、それで例えばどういうふうに変ったかといいますと、金額が軽減されたり、先ほど軽減されるという

話をしました。例えば乗用自動車の分に関しましては、例えば先ほど 25%減額とかいろいろ話をさして頂きましたが、例えばですね、乗用自動車の関係・軽自動車の関係でございましたら、現行で 1,390 台あるところを、例えば 50%の経過が行われる分が 49 台であったりとか、25%の経過が行われる分が 36 台になっておったりとかしております。以上でございます。

議 長

小休します。

(時に 11 時 01 分)

(小休中)

(時に 11 時 01 分)

議 長

再開します。

保健福祉課長

保健福祉課長

国民健康保険税条例につきましても、法律改正に伴うものでありまして、全国的に行われていると思います。この改正について上限額が引き上げられるということは、保険料の算定につきまして上限に達している方、世帯ですね、その世帯はもう少し所得のある方、負担能力の高い方についてはもう少し負担して頂いて、下の階層の負担をちょっとでも減るようになっていくことで、改正であります。参考までに申し上げたら、美波町において上限に達している世帯というのは 4 世帯、極めて少ない数ですね。後、軽減対象者というのは、軽減対象世帯というのは、先ほど申しましたように、手元では平成 25 年からちょっと資料持っただけですけども、国保の加入世帯っていはどんどん減っております。25 年度で言いましたら 1,429 世帯 26 年度では 1,370 世帯、27 年度では 1,362 世帯、この中で軽減、いずれかの軽減を受けられている世帯というのは、25 年度では 854 世帯ありましたが、26 年度では 895 世帯、27 年度では 898 世帯、どんどん比率は上がっております。28 年度も 8 月には国保の当初課税が行われて、軽減の対象世帯が正確に出てくると思います。またその時にはちょっとご連絡させて頂きませんが、全体的な流れとしては先ほども言いましたように、加入世帯は減っていくけども、軽減世帯は対象世帯は増えております。以上です。

議 長

中川議員

1 2 番 議員

次はね、分からんことだらけなんやけど、一般予算、一般会計の補正予算なんですけども、基金費がね、ごっついようけあるんやけど、こんなにも置いとかないかんもんかどうか、例えばこん中でも特に減債基金いうところがごっついようけあるんやけど、こんだけ置いとかないかんもんなんでしょうかね。



ということを。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

減債基金につきましては、町で借り入れてる起債の償還に充てるもので組まして頂いてます。ですから今回病院とか保健センターで起債をたくさんお借りしますので、そのまゝお返しできる財源として基金として積立さして頂いております。以上です。

議 長 1 2 番 議員

中川議員

ということはこれ借金を返すということなんですね。いつ返すとかほんなんは。

議 町 長

町長

建設的にかかる地方債でございますので、後年度の負担ということで、未来への投資となりますから、今生まれた子供達にもこの負って頂くっていうようなのが建設の起債になります。そんな中で償還期間が比較的短いのは過疎債でございます、償還期間は10年というふうになっておりますけれども、例えば水道事業の起債であったり、病院事業の起債であったりっていうのは、25年・30年と長いものがございます。そういったかたちで年度間の平準化するためにお金を借りる訳ですけれども、その今現在62億ぐらいの借金がございます。そんな中で基金の額というのは37・8億だったと思っておりますけれども、約半分ぐらいというようなことで、今、徳島新聞で各町の財政というようなことで載っておりますけれども、借金と貯金の部分が基金になるわけでございますので、そのあたりはバランスよくやっていきたいというふうに思っております。貯金の部分も基金でございますが、それは特別ないわゆる特定目的の基金もあれば財政調整基金とか減債のようにある意味自由に年度間の調整をするための基金っていうのもございます。そんな中で私の私見ですけれども、まだまだ基金は美波町にとってはその借金の額に比べると、もう少し基金を積んでもいいんじゃないかって考えておるところでございますので、そういったかたちで持続可能な町をっていうようなことで、財政の方と調整しながら年度間に借りる起債の額っていうのは、調整しながら行っておるところでございます。

議 長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから専決第 1 号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第 10 号)」、専決第 2 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 11 号)」、専決第 3 号「平成 27 年度美波町一般会計補正予算(第 7 号)」、専決第 4 号「平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)」、専決第 5 号「平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」、専決第 6 号「平成 27 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」、専決第 7 号「平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」、専決第 8 号「平成 27 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)」、計 8 件を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

専決第 1 号から 8 号までの計 8 件は、原案どおり承認されました。

日程第 5 号 議案第 40 号「美波町教育委員会委員の任命について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議 長

(議案第 40 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 40 号「美波町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮ります。

本案は原案どおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 40 号は原案どおり同意することに決定しました。

議事の都合により、小休します。

(時に 11 時 11 分)

(小休中)

(時に 11時20分)

副 議 長

小休前に引続き再開致します。

岩瀬議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。また日程の順序を変更し、先に審議したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定致しました。

議事の都合により小休致します。

(時に 11時21分)

(小休中)

(時に 11時23分)

副 議 長

再開します。

追加日程第1 「議長辞職の件」を議題と致します。

地方自治法第117条の規定によって、岩瀬議長の退場を求めます。

議長の辞職願を朗読致します。美波町議会副議長、向山篤宏殿。辞職願 この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成28年5月20日美波町議会議長、岩瀬公。以上でございます。

現議長からの辞職願が出ておりますので、これを受理するかどうか皆様に採決をお願いしたいと思います。

お諮りします。

岩瀬議長の議長の辞職を許可することに、賛成の方は起立願います。

北山議員

4 番 議 員

今、副議長から議長の辞職願の理由の朗読がありましたが、その中で一身上の都合って読まれましたよね。過去に私、本議会を議長の許可を得て欠席を、途中退場させて頂いたことがあるんです。そのときに議長から「理由はなんな」と聞かれて、「一身上の都合です」と言うたら、「一身上の都合はあかんは」と、「ちゃんと理由を言え」と言うことを再三再四かなりきつく言われた記憶がございます。そういうことからして、議長は自身が辞める時には一身上の都合、これはちょっとどうなんかな。

私、副議長にお願いをしたいんですけど、その辞める理由の具体的な内容、なぜ辞職をするのか。そこらを聞いて頂けたらと思いますので、よろしくお願いを致します。

副議長 長 お答え致します。一身上の都合ということで、異議ないと思いますので、賛成される方は起立を願います。

小休します。

(時に 11時25分)

(小休中)

(時に 11時30分)

副議長 長 再開致します。  
改めまして、お諮りしたいと思います。  
岩瀬議長の、議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

したがって岩瀬議長の、議長の議職を許可することに決定致しました。

小休致します。

(時に 11時31分)

(小休中)

(時に 11時32分)

副議長 長 再開します。  
ただ今、議長が欠けました。  
お諮りします。  
議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。  
異議はございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定致しました。

追加日程第2 「議長の選挙」を行います。選挙はどのように行いましょうか。

戎野議員

9番議員 それぞれが候補であり、それぞれが選挙に入れるといういわゆる互選のかたちをとって議長は選ばれるものと思いますが、そういうかたちで選ぶというにしても議長に立候補したいもの

が所信を述べてですね、それを聞いてそれから選挙にしてはどうでしょうか。

副 議 長 この選挙の方法については、指名推薦なのか、投票で行うのかということで、投票でよろしいでしょうか。

それでは選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めさせて頂きます。

小休します。

(時に 11時33分)

(小休中)

(時に 11時42分)

副 議 長 再開します。

ただ今の出席議員数は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に松本議員及び永本議員を指名します。

それでは投票用紙を配布致します。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。お願いします。

投票用紙の配布漏れはございませんでしょうか。

(なし)

「配布漏れなし」と認めます。

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願い致します。

投票漏れはありませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松本議員、永本議員、開票の立会をお願い致します。

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、川尻議員8票、戎野議員4票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。従って川尻議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今、議長に当選されました川尻議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の発言を求めます。

5 番 議 員 ありがとうございます。一生懸命職務を遂行してまいりた

いと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いを致します。

副議長 長 それでは議長、議長席にお着き願います。  
小休します。

(時に 11時51分)

(小休中)

(時に 11時52分)

議長 再開致します。  
向山副議長から、副議長の辞職願が提出されています。  
お諮りします。  
副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、向山副議長の退席を求めます。

副議長の辞職願を朗読します。美波町議会議長、川尻竹藏殿。  
辞職願 この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されますようお願いいたします。平成28年5月20日、美波町議会、向山篤宏。以上でございます。

小休します。

(時に 11時55分)

(小休中)

(時に 11時55分)

議長 再開します。  
お諮りします。  
向山副議長の副議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願えます。

(賛成 9 : 反対 1)

「起立多数」です。

従って向山副議長の辞職を許可することに決定しました。

小休します。

(時に 11時55分)

(小休中)

(時に 11時59分)

議

長

再開します。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程第4として選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

副議長の選挙を、日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 「副議長の選挙」を行います。

選挙はどのように致しましょうか。

それでは選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

小休します。

(時に 12時00分)

(小休中)

(時に 12時04分)

議

長

再開します。

ただ今の出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に丸龍議員・戎野議員を指名します。

投票用紙を配布致します。念のために少し申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸龍議員、戎野議員、開票の立会をお願い致します。

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 です。

有効投票の内、舩田議員 8 票、中川議員 4 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。従って舩田議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今、副議長に当選されました舩田議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の発言を求めます。

1 番 議員 副議長に選ばれました。今後、皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い致します。

議長 議事の都合によりまして、小休します。

(時に 12 時 14 分)

(小休中)

(時に 16 時 00 分)

議長 小休前に引続き、会議を再開します。

日程第 6「常任委員会委員の選任」、日程第 7「議会運営委員会委員の選任」、日程第 8「特別委員会委員の選任」を行います。お諮りします。

常任委員、議会運営委員、特別委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名致します。

異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

従って常任委員、議会運営委員、特別委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

小休します。

(時に 16 時 02 分)

(小休中)

(時に 16 時 02 分)

議長 再開します。

新しい特別委員会を設置するにあたり、提案者に提案を求めます。



丸龍議員

1 1 番 議 員 発議第 3 号 美波町議会議長、川尻竹蔵殿。平成 28 年 5 月 20 日提出。提出者、美波町議会議員、丸龍孝敏。賛成者、美波町議会議員、寺下博子殿。防災対策特別委員会の設置についての案でございます。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をしたいと思っております。防災対策特別委員会設置についてはございますが、東日本大震災また先日の熊本地震等の災害が、この大災害が全国的にも多発しております。そのためにも本町美波町議会でも防災対策特別委員会の設置を必要と考えておりますので、この案を出さして頂きました。よろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 今、説明をして頂きました。東日本大震災また熊本地震等の災害が全国各地で多発しておりますって、それはそのとおりだと思います。そのためにも本町議会も防災対策特別委員会の設置を必要と考えます。ほれも分かります。で、その特別委員会は一体何をやろうとしておるのか、そこらをもう少し教えて頂きたいと思っております。住民の方もやはりほこらが一番知りたいたらうと思っておりますので、できるだけ分かりやすく説明をして頂けたらと思っておりますので、お願いします。

議 長 丸龍議員

1 1 番 議 員 今、私が提案理由の説明を申し上げたとおりなんです、詳しくということでございます。災害が起こってはならない、あってはならないということがございますが、本町議会に関しましても、やはり理事者側だけでなしにですね、本町議会と致しましてもこういうふな特別委員会を設置しておれば、また臨時議会、また起こってはならないような災害の時にですね、議会運営がスムーズにできるのではないかというためにもですね、この特別委員会を設置とすることでございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

議 長 北山議員

4 番 議 員 今、答弁頂きました。災害があってはならない、それはそのとおりだろうと思っております。その中でこれをつくっていたら議会運営がスムーズにできるって言うような説明があったんですが、議会運営は議会運営員会、議運っていうんがありますんで、せっかく防災対策特別委員会ですんで、もう少し防災に対するなにかこう具体的なことを、なんかこうそこらに絞ってやるよ

うな具体的なことをこう提案して頂いて、住民も「ああほういうことを議会の特別委員会はやってくれるんだなあ」と思えるような説明をもう少しやって頂けたらありがたいと思いますんで、住民もこれには耳を立てて聞いておると思っていますんで、もうちょっと分かりやすくお願いします。

議 長 丸龍議員  
1 1 番 議 員 この件につきまして、住民の方にお話をさして頂いてもですね、「ほらもうほんなん悪いは」という方は誰 1 人おいでんと思います。もし可能であれば採決お願いします。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 住民の人のことをちょっと聞いておるのではないんで、もう少しせっかく特別委員会をつくるんですんで、もう少し中身を具体的に教えて頂いたらありがたいんですけどね。お願いします。

議 長 小休します。  
(時に 16 時 07 分)  
(小休中)

(時に 16 時 08 分)

議 長 再開します。  
丸龍議員  
1 1 番 議 員 先ほども言うたとおりでですね、あつてはならんことなんですが、またその時にですね、すぐに対応できて、もしできるんであればその特別委員会の中でですね、審議皆さんにして頂いて、進めて行ったらいいと思っております。よろしくお願いします。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 分かりました。案がないっていうのは分かりました。特別委員会ですんで、やはりこう期限を切って具体的にきちっとこういうことをやるっていうのを今ないんであれば、委員会で十分煮詰めて期限を切って特別にそれだけを議論をするというような委員会にして頂けるということで、了解します。

議 長 他に。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから発議第 3 号「防災対策特別委員会の設置について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま

す。

(賛成 10 : 反対 1)

「起立多数」です。

よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、ただ今、寺下議員から医療特別委員会の設置についての動議が提案されました。

提案理由の説明を求めます。

寺下議員

8 番 議 員 発議第4号 美波町議会議長、川尻竹蔵殿。平成28年5月20日提出、提出者、美波町議会議員、寺下博子。賛成者、美波町議会議員、丸龍孝敏殿。医療特別委員会の設置について(案)上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。それでは別紙朗読を持って説明に変えさせていただきます。医療特別委員会設置理由について、現在美波病院開院から約3ヶ月、また医療保健センター建設に向け、工事が進んでおります。議会として広く状況を知り、住民ニーズを組み、提言することも大事であり、この時期に設置し、医療にポイントを絞り協議の場をつくる必要があると考えます。以上の理由により、医療特別委員会を設置することを提案します。賛同をよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 私はこの特別委員会がよりよい特別委員会になるため、あえてお聞きをしたいと思います。まず最初にちょっと細かいことなんですけど、医療保健センター建設に向け工事が進んでいまずとなっておりますが、医療保健センター開設に向けてではないのかなあと思うんですけど、そこらはあんまりたいして問題ではないと思います。先ほども言いましたように、やはり特別委員会ですんで、医療にポイントを絞ってっていうんでなしに、やはりここに書いてある医療保健センター、今工事が進んでおりまして、開設に向けてどんどん工事が進んでおるといいますんで、その内容なり保健医療センターがよりよい保健医療センターになるために、この特別委員会をするというような、そういうこう中身の方が私はより良い特別委員会になっていくんでないかなあと思うんですけど、そこらのところどういことに絞って、先ず何をこうやっていこうと考えとるんか、そこらがちょっと今ひとつ分かりませんので、詳しく説明を頂けた

らと思います。お願いします。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 医療に関しては、文教の所管になるかと思うんですけれども、文教の所管と言うのは広範囲に渡ることから、やはり先ほど内容に関しましては北山議員のおっしゃられたとおりだと思うんですけれども、今後の診療所、病院であったり診療所であったりそういう経緯であったり、体制であったり、そういうことも含めながら協議の場を作る必要があると考えますので、提案させて頂きました。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 今答弁頂いた内容になるように頑張って頂く特別委員会にして頂きたいと思いますので、ありがとうございました。

議 長 他に質疑ございませんか。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員 住民ニーズを組む、そして提言するという事は、これもう非常に大事なことで、もう大賛成なんですけど、ただ文教厚生委員会でこれは扱うことができんのかということなんですけど、この特別委員会でなければいけないと、こういう理由があったらまたお聞かせ頂きたいと思います。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 提案させて頂いたのは、医療というか病院であったり診療所、保健センターに関しての特化した協議する場を設ける必要があると思って、私は提案しておりますので、文教の方でいけると判断されるのだったら、採決の時にそうしてもらったらいと思います。

議 長 戒野議員

9 番 議 員 1点だけお聞きします。中心は医療保健センターの開設・建設かと思っておりますので、その期限を切って特別委員会ですから、その期間が過ぎたら解消していくのか、主にこの医療保健センターを中心にとということなのか、美波病院から医療全般に渡って文教厚生委員会では十分できないから特別につくらないかんのんだという理由での設置なのか、その点をはっきりとお答え願えたらと思います。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 2年前は特別委員会は医療に関してはなくして文教の方の所管でということで、2年間進めてこられたと思うんですけれども、この提案に関しては今から定数も決めますので、そのあたり委員になられた方と協議しながら進めてもらえたら

- 議 9 番 議 長 戒野議員  
 思います。  
 これは医療保健センターが開院とか開始した時点でもう特別委員会としては役目を終わるといふふうで理解しとっていいんですね。
- 議 8 番 議 長 寺下議員  
 状況にもよるとは思いますけれども、その時に議会の中で特別委員会は終了してもいいという判断になれば、それで終了して頂いたらいいかと思えます。
- 議 長 これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なし)  
 「討論なし」と認めます。  
 これから発議第4号「医療特別委員会の設置について」を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
 (賛成 8 : 反対 3)  
 「起立多数」です。  
 よって発議第4号は原案のとおり可決されました。  
 小休します。  
 (時に 16時19分)  
 (小休中)  
 (時に 16時26分)
- 議 長 再開します。  
 日程第9「海部郡特別養護老人ホーム事務組合委員の選任について」、日程第10「海部老人ホーム事務組合委員の選任について」、日程第11「海部衛生処理事務組合委員の選任について」、日程第12「海部消防組合議会議員の選任について」、日程第13「美波町国民健康保険運営協議会委員の選任について」までを、一括議題と致します。  
 お諮りします。  
 「海部郡特別養護老人ホーム事務組合委員の選任について」、「海部老人ホーム事務組合委員の選任について」、「海部衛生処理事務組合委員の選任について」、「海部消防組合議会議員の選任について」は、規定で委員は議長をあてることとなっております。また「美波町国民健康保険運営協議会委員の選任」につ

いては、議長及び文教厚生正副委員長となっております。以上のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

日程第 9「海部郡特別養護老人ホーム事務組合委員の選任について」から、日程第 13「美波町国民健康保険運営協議会委員の選任について」まで、委員名簿のとおり選任することに決定しました。

各委員会の改選に伴い、監査委員の選任についてを議題とします。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

追加日程第 5 美波町監査委員の選任についてとして、日程に追加することに決定しました。

追加日程第 5 議案第 41 号「美波町監査委員の選任について」を議題とします。

小休します。

(時に 16 時 29 分)

(小休中)

(時に 16 時 30 分)

議長 再開します。  
提案の理由を求めます。  
町長

町長 追加提案させて頂く議案のご説明を申し上げます。ご審議頂きますのは、議案第 41 号の美波町監査委員の選任についてであります。監査委員である寺下博子氏の退任に伴い、議会からご推薦頂きました北山朝彦氏を議員選出の監査委員として選任致したく、議会の同意を求めるものでございます。以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 総務企画課長  
総務企画課長 (議案第 41 号の説明をする)  
議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
丸龍議員

1 1 番 議員 今、町長から提案理由の説明がございました。また議員、総務課長からも説明がございました。任期は 2 年ということでご

ございます。私が心配しておるのは先般、北山議員さんが体調不良の為に体調をちょっと崩されておったと。現在、北山議員さんは体調の方はいかがなものか、またこの監査委員 2 年と今、総務課長から説明がありましたが、2 年の大役が務まるのか、そのところを確認したいと思います。

議 長 小休します。  
(時に 16 時 32 分)  
(小休中)  
(時に 16 時 32 分)

議 長 再開します。  
総務企画課長  
総務企画課長 北山議員さんの体調のことをございますけれども、復帰されてから数カ月というか、なられてますので、今のところといいますか、体調については問題ないということでご本人からも伺っておりますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 丸龍議員  
1 1 番 議 員 分かりました。体調を十分管理されてですね、2 年間監査委員を務めて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(なし)  
「討論なし」と認めます。  
これから議案第 41 号「美波町監査委員の選任について」を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり、同意することにご異議ございませぬか。  
(異議なし)

「異議なし」と認めます。  
よって議案第 41 号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。  
以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませぬか。  
(異議なし)

「異議なし」と認めます。  
本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。  
これで本日の会議を閉じます。  
平成 28 年美波町議会第 1 回臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 16時34分)



左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 28 年 6 月 7 日

美波町議会議長 川花竹蔵

議会議員 外田邦人

議会議員 江本 昂